

昭和四十八年八月招集

第三回館山市議会議定例會會議錄第一号

館山市議會

目次

日 時 一
 場 所 一
 出席議員 一
 欠席議員 一
 出席説明員 一
 出席事務局職員 一
 議事日程 二
 開 会 二
 議長の報告 二
 議案の配付 二
 会議録署名議員の指名 二
 会期の決定 三
 提案理由の説明 三
 報告第二号、議案第六十号、議案第六十三号（内容説明） 四
 休 会 二
 延 会 二
 本日の会議に付した事件 二

一、昭和四十八年八月二十四日（金曜日）午前十時
 一、館山市役所講場

一、出席議員 二十七名

- 一 一番 吉田 勇治郎 二 番 林 豊
- 三 番 流山 源次郎 四 番 鈴木 稔
- 五 番 近藤 好雄 六 番 栗原 一雄
- 七 番 渡辺 昭夫 八 番 石井 武敏
- 九 番 辻田 実夫 〇 番 渡辺 軍治郎
- 一 一番 山本 昇 一 二 番 藤田 益治
- 一 三 番 五十嵐 昇 一 五 番 和田 一郎
- 一 六 番 辻井 謹爾 一 八 番 安西 益男
- 一 九 番 島野 茂樹郎 二 〇 番 君塚 喜三
- 二 二 番 田村 源治郎 二 三 番 菊井 敏博
- 二 四 番 西村 真次 二 五 番 安沢 徳順
- 二 六 番 飯田 義男 二 七 番 望月 照正
- 二 八 番 田中 祿郎 二 九 番 秋山 六三郎
- 三 〇 番 遠山 ヨネ子

一、欠席議員 三名

- 一 四 番 伊賀 多朗 一 七 番 宮野 敏朗
- 二 一 番 鈴木 市蔵

一、出席説明員

- 市長職務代理人 島山 伝 収入役 高木 哲三
- 助 手 小沢 正治 企画課長 伊藤 幸太郎
- 庶務課長 小倉 澄男 財政課長 長谷川 広治
- 兼 務 課 長 佐野 甲子郎 兼 務 課 長 越路 良夫
- 市民課長 佐野 甲子郎 税務課長 越路 良夫

収納課長	横溝	功	商榷課長	鈴木力
農産課長	石井	謀	水産課長	谷貝茂生
保健課長	綱島憲治		衛生課長	館石勘治
土木課長	飯田治男		交通課長	山口一
兼建築課長	岩田実		市民センター長	羽山房雄
交通課主幹	岩田		福祉事務所長	斉藤武男
秘書課長補佐	鈴木	栄	教育長	安田豊作
水道課長	大嶋重義		教育委員	小宮義夫
兼衛生課主幹	鈴木		学校教育課長	
教育委員	沙崎政光		教育委員	佐野哲男
庶務課長	川上賢爾		社会教育課長	
教育委員会体育課長			監査事務局長	榎本繁
兼国体局競技式典課長				
選挙管理委員	高山隆男			
員会書記長				
農業委員	岩崎一郎			
事務局長				
一、出席事務局職員				
事務局長	高尾豊		事務局長補佐	脇田元始
書記	兵藤恭一		書記	鈴木木元哲
書記	川上義雄		書記	福田英雄
一、議事日程(第一号)				
昭和四十八年八月二十四日午前十時開議				
日程第一	会議録署名議員の指名			
日程第二	会期の決定			
報告第 二号	安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について			
議案第六十号	あらたに生じた土地の確認について			
議案第六十一号	あらたに生じた土地を市の区域内に編入することについて			
議案第六十二号	館山市乳幼児医療費支給条例の制定			

議案第六十三号 昭和四十八年度館山市一般会計補正
 予算(第二号)

開 会 午前十時五分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員教二十六名、これより昭和四十八年第三回市議会定例会を開会いたします。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本定例会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より五月乃至七月実施の監査の結果が報告されており、それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。— 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

七番議員渡辺昭夫君、二七番議員望月照正君以上両君を指名い

たします。

会 期 の 決 定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本八月二十四日から八月三十日までの七日間ということでございます。

おはかりいたします。会期を七日間と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は八月二十四日から八月三十日までの七日間と決定いたしました。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本定例会招集につき市長職務代理のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長職務代理者助役 島山 伝君登壇）

○市長職務代理者助役（島山 伝君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、本間市長には病気のため入院し、職務に専念することができませんので、八月十三日から当分の間私が市長の職務を代理することになりました。

私、職務代理者として、その責務の重大さを痛感するとともに最善を尽して職務の遂行をはかりたいと思っておりますので、議員各位の絶大なる御指導と御協力をお願いする次第であります。

本日は暑さきびしい中ではありますが、第三回定例会市議会を国体

開催のため、本日に繰り上げて招集した次第であります。

本日、上程いたしました案件は報告関係で一件、一般議案三件並びに一般会計補正予算でございます。以下、その概要について御説明いたします。

まず、報告関係といたしまして、安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出についてであります。これは本市が同改良区の借入金に対して損失補償をしている関係から、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、新たに生じた土地の確認について並びに新たに生じた土地を市の区域内に編入することについてであります。館山市館山字大浜のヨットハーバー敷地にかかわる公有水面埋立てについては昨年三月及び本年七月の市議会におきまして、県知事の諮問に対し異議ない旨答申したところであります。このたび県知事から竣工認可した旨の通知がありましたので、地方自治法第九条の五の規定により、新たに生じた土地の確認を行なうとともに同法二百六十条の規定により同土地を館山市館山字大浜の区域に編入しようとするもので、いずれも議会の議決を経てこれを定めることになっております。

次に、乳幼児医療費支給条例の制定についてであります。本年度の施政方針で申し上げましたが、昭和四十七年度から実施してまいりました零歳児を対象とした乳児医療給付については、さらに乳幼児保健の向上をはかるため、五歳児まで給付範囲を拡大し、本年十月から実施しようとするものであります。

次に、一般会計補正予算であります。今回歳入歳出予算といたしまして千二十二万六千円の追加補正をお願いしようとするも

のであります。

そのおもなものは、総務費において市史の追録の印刷代として四十万六千円、地方税法の一部改正に伴う一時的の事務量の増加を補うための臨時職員賃金九十五万一千円、農林水産業費において安房中央土地改良区が前年度から実施しております東部地区土地基盤整備事業の設計費について受益者負担の軽減をはかるため補助金として二百四十万円、コイの稚魚を放流し、その管理を農家組合に委託し、食用またはレジャー用として農家所得の向上をはかるための稚魚購入費三十万円、教育費において県立安房博物館建設費寄付金として五百万円、これは当初予算の説明の際申し上げましたが、地元寄付金として一千万円を二回に分けて寄付をする予定で当初予算に五百万円計上したわけでありましたが、博物館の完成も間近かになってきましたので、残りを今回計上した次第であります。

以上、歳出のおもなものでございますが、これが財源として国庫支出金の特定財源が二百二十八万一千円、その他を一般財源で充当しようとするものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の概要について説明いたしました。なお、詳細につきましては、御質問に応じ私または担当課長等からお答えいたしたいと存じます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上であらう並びに説明を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、報告第二号及び議案第六十号

乃至議案第六十三号を一括して議題といたします。

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

この際、おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は明説を省略し、直ちにこれが内容説明を求めたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

報告第二号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出につ

○農産課長（石井 謙君） 報告第二号安房中央土地改良区の経営状況を御報告申し上げます。

昭和四十七年度安房中央土地改良区の歳入歳出決算から申し上げます。

まず、四ページから五ページに歳入関係が示してございませぬが、昭和四十七年度の歳入の決算内容は総額にいたしまして一億三千六百十九万五千二百二十四円でございます。

その歳入のおもなものを申し上げますと、賦課金の調定額とい
たしまして五千七百七十五万二千十円に對しまして、収入済額が
四千八百五十一万八百三十円でございます。徴収率が八四%で
あります。

次の四款の雑収入の七百五十五万三千六百九十四円のうち、説
明種目の六にございます繰入金四百万円は、地区外申請に基づく
除籍金の繰り入れでございます。

次に、五款借入金七千六百八十七万円は、三月議会で損失補償
を議決いただきました農林漁業金融公庫からの借入金であります。
以上が歳入のおもなものでございます。

次に、六ページから一〇ページにわたりました、歳出の内容が
お示ししてございますが、その歳出の総合計が一億三千六百八万
四千五百九十一円でございます。

そのおもなものを申し上げますと、第一款の事務費の九百十五
万五千二百二十二円、決算額でございますが、これは事務所費と
もちろん人件費が含まれたものでございます。

次に、四款の事業費百七十八万六千円、これはダム用地内に
ございます水田九〇アールの代替地の補償費でございます。

次に、償還金二千五百五十三万九千三百七十二円の内容は、農林
漁業金融公庫及びその他の借り入れに對しまして、借り入れいた
しておりますものの借入金の当年度分の償還及び利子の相当額で
ございます。

次に、六款の負担金及び分担金九千六百八十一万八千円のうち
九千六百九万五千円の額でございますが、これは四十七年度にお
きまして事業を実施いたしました総事業費三億八千四百三十八万

円に對します受益者の負担分二五%に相当する額でございます。
歳入歳出十一万六百三十三円の残金でございますが、これは次
年度繰り越しということでございます。

なお、ここにお示ししてございませぬけれども、四十七年度か
ら県営圃場整備事業といたしまして、館山市分として館野地区広
瀬、腰越を二三ヘクタール実施、そのほか同じ中ダム受益地区
内の三芳村池ノ内地区で二九ヘクタール、五二ヘクタールが同時
施行になっております。この総事業費が八千三百九十二万でござ
います。そのうち受益者の負担分といたしまして、二五%に相当
する額二千九十八万円を分担金として支出してございます。た
だし、この額の八〇%の千六百七十八万円は、三月議会で損失補償の
御承認をいただきまして、農林漁業金融公庫より借り入れいたし
ておるわけでございます。

次に、四十七年度の事業報告が細かくお示ししてございますが
特につけ加えさせていただきたいことはおもな事業でございます
が、ダム関係の事業は一切終了しまして、昨年十二月に満水式を
終っております。

四十七年度に行ないました主体事業といたしましては、幹線水
路を引き続き新設いたしております。当年度分といたしましては
二路線を実施いたしました。これは幹線から山名を通じまして海
老敷までの分が一本と、それから館山市内の竹原滝の谷の堀から
大井地区の切制までを隘道をサイホン巻立て、こりうりうりなも
のをいたしました。総延長五、二〇〇メートルを実施いたしましたわ
けでございます。事業費におきまして三億六千六百万程度かか
ております。

次に、四十八年度の事業計画を申し上げます。四十八年度は引き続きまして幹線水路の新設でございますが、その総工事費四億円を見込んでございます。

幹線の水路の内容は、三路線を延長いたしまして四、九九五メートルを実施するわけでございます。そのうち海老敷から滝田小までが一本、竹原の滝の谷を経まして丸山町の名越山神社までを一カ所、それから大井の切割から大井の手力雄神社までを一カ所、合わせて三カ所を行なうわけでございます。

なお、県営圃場事業といたしまして、総合的に七三ヘクタールを実施いたす計画で進んでおります。

四十八年度の歳入歳出予算につきまして概要を御説明申し上げます。

本年度、四十八年度の事業費が先ほど申し上げましたように四億円の見込みでございますが、前年度に比較いたしまして千五百六十二万円ばかりの増に相なるわけでございますが、歳入といたしましては事業量の増に伴いまして賦課金の五千九十九万三千円、千七百十八万八千円の増でございます。なお、それに伴いましての借入金金の増が前年度と比較しまして三百十三万円の増に相なるわけでございます。

歳出といたしまして、おもなものは五款の償還金でございますが、前年度に比較いたしまして五百三万五千円の増に相なるわけでございますが、これは償還金がだんだんと年々ふえてくるわけでございますので、四十八年度当年分の償還金の増でございます。

分担金でございますが、先ほど申し上げましたように、事業費

の増によりまして、前年度に比較しまして三百九万五千円の増に相なるわけでございます。

以上、申し上げます、はなはだ簡単でございますが、報告にかえさしていただきます。

議案第六十号 あらたに生じた土地の確認について

議案第六十一号 あらたに生じた土地を市の区域内に編入することについて

〇庶務課長（小倉澄男君） 御説明申し上げます。

これは、先般の議会におきまして公有水面の埋め立てということで御承認をいただきました土地のことでございますが、八月十三日千葉県知事が公有水面の埋め立ての竣工認可の申請をいたしました結果、認可になりましたので、地方自治法の規定によりまして、土地の確認と、あらたに生じた土地を市の区域内に編入するということについてよろしくお取りはからいをいただきたいという千葉県知事より市長宛の依頼書がまいりましたので、市におきましては地方自治法第九条の五の規定によりまして、この竣工認可になりました館山市大字館山字大浜七百九十六番地の十地先の公有水面埋立地一、八二五・八〇平方メートルの土地をここに確認したいということで提案した次第でございます。

それから、統括しましてこの確認をいただきましたならば、議案第六十一号におきましてやはり同じく地方自治法二百六十条第一項の規定によりまして、あらたにできました土地を市の区域内に編入いたし、そうしてこれに大字、地番を設定いたしたいというところで、この土地を館山市大字館山字大浜に編入いたしたいというところでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

議案第六十二号 館山市乳幼児医療費支給条例の制定について
保健課長（鍋島憲治君） 議案第六十二号につきまして御説明申し上げます。

第一条でございますが、目的でございます。この医療費を支給することによって、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を促進して、乳幼児の保健の向上をはかり、そして福祉の増進をはかることを目的といたしております。

二条、定義でございます。この条例で、乳幼児とは六歳に満たない者を申します。保護者とは乳幼児の親権者、後見人その他乳幼児を現に監護している者をいいます。

支給資格者、医療費の支給を受けることができる者でございますが、本市の区域内に住所を有する乳幼児の保護者、ただし、生活保護者による保護を受けている者を除きます。

医療費の支給でございますが、支給となる対象は、ここに書いてございます健康保険法並びに国民健康保険法、各法による医療に関する給付が行なわれたときに、もう少し端的に申し上げますと、保険医療についてその一部負担金相当額、現在行なっておりますのは、窓口で社会保険が五割、国民健康保険が三割でございますが、その額を負担していく。こういうことでございます。

ただし、社会保険におきまして組合対象におきまして付加給付あとで払い戻しがあるわけでございますが、その額は除く。こういうことでございます。

それから、その額の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の算定法によって算出された額によります。

それから、新たに六歳に達する者、六歳に達しますと、この資格を失うわけでございますが、六歳に達する日の属する月の月末まで。たとえば六月二日に生まれた者は、六月三十日まで給付をする。こういうことでございます。

ここで、一言申し上げておきたいと思ひますのは、議会からの要望もあり、私どもも現物給付というのを考えていろいろ折衝してまいったわけでございますけれども、現物給付というのは歯科医師会、医師会ともに事務がきわめて繁雑になって本来の医療が崩壊におちいるような懸念がある。こういうことでございまして、どうしてもそれができなくなったわけでございます。

したがって、現在のところ、国民健康保険の被保険者については窓口で支払いをしまして、その後請求明細書が市役所にきてから、その中から該当者を抽出いたしまして給付をしていく。期間はおよそ支払いをいたしましたから二カ月後に私どものほうに明細書がまいりますので、約三カ月後ぐらいに支給をする。こういうことになろうかと思ひます。

それから、社会保険におきましては、簡単な明細書を医療機関から書いてもらって市役所に一回くれば即日支給をする。こういうふうなことで現在のところ考えています。

第五条は、他の法令による医療に関する給付との調整でございますが、館山市の行なり乳幼児の医療費の支給については、ほかの法令、たとえば伝染病予防法とか、児童福祉法、難病奇病対策とか、結核予防法、身体障害者福祉法、これらの法令により国または地方公共団体の負担において医療に関する給付が受けられるものは、その限度においておこなわないということでございます。

す。

第六条は、損害賠償との調整でございますが、第三者の不法行為によりその者の疾病または負傷に関して損害賠償を受けたときは、その限度において給付をしない。またはすでに支給したのちにそういうものが発見された場合には返還をさせる。こういうことでございます。

それから、第七条は不正利得の徴収でございますが、偽り、その他不正の手段によって給付を受けたときには、その者から給付を受けた相当額を返還させる。

受給権の保護、第八条でございますが、この医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保、差し押えはできない。

第九条は、委任でございますして、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

施行期日は四十八年十月一日、それから、この条例施行前になります。山市乳児医療給付条例は廃止いたします。

経過規定といたしまして、この条例施行前に受けた診療に係る医療給付金については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十時三十四分 休憩

午前十一時 一分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第六十三号 昭和四十八年度館山市一般会計補正予算（第一号）

二号）

○財政課長（長谷川広治君） 議案第六十三号四十八年度一般会計

補正予算の第二号について御説明を申し上げます。

今回、補正予算として提出をいたしてございますものは、歳入歳出予算だけでございます。

第一条にお示しをいたしました。歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出にそれぞれ千二百二十六万六千円を追加いたしました。追加後の総額を二十九億二千六百四十五万一千円といたす予定のものでございます。

これを、財源別に申し上げますと、今回の補正における一般財源が七百九十四万五千円、特定財源が二百二十八万一千円ということに相なります。その比率は一般財源が七六・七、特定財源が二二・三という財源比率になっております。

追加をいたします額の、それぞれの款項に追加をいたします額は、それぞれお示しをいたしてございますが、細部につきましては事項別明細書により歳出からそれぞれ御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○庶務課長（小倉澄男君） 歳出の総務費総務管理費の中の文書広報費十四節使用料及び賃借料でございますが、三十一万五千円、ゼロックスの使用料でございます。

これは、かねてより使用しておりました電子リコピーが使用限界がまいりまして、故障が非常に多くなってまいったのでございますが、たまたまゼロックスというものが使用料によってこれが使えるというよりなことで検討いたしました結果、実質的にその一枚の単価からいきましても電子リコピーに劣らない単価でもってそれが使用できるということで、一カ月約三千枚の使用で四万五千円、七カ月分三十一万五千円をここに追加いたしました。今後ゼロックスを賃貸で使用していきたいということをお願いした

わけてございます。

○秘書課長補佐（鈴木 栄君） 十一目の市史編さん費十一節の需用費の四十万六千円について御説明申し上げます。

館山市史の通史の発行後におきまして、いろいろ御指摘のありました点等において作業を進めておりましたのでありますが、ようやく原稿がまとまりましたので、この印刷費として計上させていただきます。ページ数としては大体六〇ページ程度、印刷部数は通史と同じ部数でございます、千五百七十八部を予定しております。

○税務課長（越路良夫君） 続きまして、二項徴税費一目税務総務費について申し上げます。

七節賃金に九十五万一千円追加補正しようとするものでございます。本年度の税法改正によりまして、固定資産税の課税は住宅用地の場合、これは軽減措置ということが取られました、それに伴う複雑な内容の処理が行なわれることに相なつたわけでございます。住宅用地の決定、その他それに関連する仕事を処理するために内部的にその体制を調整しておりますが、なお一定期間増員が必要ということに相なりますので、これに充てるため九月から臨時職員を採用いたしまして、それに対する賃金ということに計上したわけでございます。

○市民課長（佐野甲子郎君） 三款民生費二項一目老人福祉総務費の補正につきまして御説明申し上げます。

今回、五万一千円補正しようとするものでありますが、これは老人年金事務に要する経費でございます。内訳は市内旅費四千元需用費につきましては証書の印刷費一万五千元がおもなものでござ

います。

十二節の役務費につきましては、郵便料でございます。

○保健課長（網島憲治君） 四款一項保健衛生費のうち一目保健衛生総務費二十一万九千円でございますが、今回乳幼児医療給付事業の実施にあたりまして、一応九月から十二月まで臨時職員一人分の賃金で遂行してまいりたい。このように考えております。

○農産課長（石井 謙君） 農林水産業費の農業費につきまして今回二百七十五万円の追加をお願い申し上げますが、三十万円は農業振興費の中の十一節の需用費でございますが、三十万円は稚魚の購入費でございます。これは市内に大小合わせて五十力所の農業用のため池があるわけでございますが、これを利用していたしましてコイの稚魚を放流いたしまして、釣り堀によるレクリエーションまたは食用といたしましての販売によって収益をはかるというものでございます。

内容につきましては、約十二箇所を対象にため池の管理者にこれを委託いたしました、これらによる収益の中から稚魚代を来年度市に返還していただくというものでございます。このために稚魚五万匹、これは約六〇〇キロでございますが、金額にいたしました三十万円を予定してございます。

次に、四の畜産業費の十九節の負担金補助及び交付金の五万でございますが、これは千葉県乳牛共進会の補助金でございます。この補助金につきましては、来たる十月二十九、三十に県の乳牛共進会が市内安東の家畜市場で行なわれるわけでございますが、地元の開催地といたしまして補助要綱に基づきまして、指導、奨励のために補助いたしたいと思っております。

次に、農地費の十九節の負担金補助及び交付金の二百四十万円でございますが、東部地区基盤整備設計費補助でございますが、これは安房中央土地改良区が館野地区、九重地区の一部を合わせまして東部地区として昨年度より土地基盤整備を実施しておるわけでございます。この事業の設計費につきまして補助しようとするものでございますが、補助の理由といたしまして、これらの受益地域内でございます市道の拡幅あるいはこれに要する用地の買収、そういうようなものをこの基盤整備の事業の中で実施いたしました、その地域の振興をはかろうとするものでございます。

この設計に要する経費といたしまして、東部地区については二七六ヘクタールでその設計費に要する経費が千七十二万円でございます。この一部を第一回分といたしまして補助しようとするものでございます。

○土木課長（飯田治男君） 次に、八款土木費の都市計画費の中の報酬でございますが、これは都市計画審議会の委員の報酬でございます。当初二回を計画いたしておりましたが、どうしてもあと二回ぐらい開催しなければなりませんので、二万七千円の追加をお願いした次第でございます。

○交通課主幹（岩田 実君） 消防費でございます。

一目的の非常備消防費におきまして十一万七千円の追加補正をお願いする次第でございます。

五節の災害補償費でございますが、一部団員これは船形地区の消防団員でございます。左手首を負傷いたしました、これに要しました療養費、休業補償費でございます。

それから、十九節負担金補助及び交付金でございますが、これ

は説明欄に書いてございますように、政令改正によりまして共済基金の負担金が増額に相なりまして、これに要する費用六万二千円でございます。

三目的の消防施設費におきましては、財源補正でございます。

○社会教育課長（佐野哲男君） 教育費の中の社会教育費について説明申し上げます。

七節の賃金におきまして三万、これは二子山塚調査のものでございます。

十八節備品購入費二万円、これは家庭教育学級のものでございます。

二十六節寄付金でございますが、先ほど助役さんの御説明にもございましたが、三月議会におきまして御説明申し上げましたとおりでございますが、安房博物館の建設寄付金五百万を完成間近かになりましたので計上させていただきました。

○体育課長（川上賢爾君） 保健体育費について御説明を申し上げます。

今回、お願いいたしました補正は三十四万でございます。

この内訳でございますが、八節の報償費六万二千円と十一節需用費一万二千元につきましては、国からスポーツ活動振興補助金三十万円まいりますが、その補助対象経費として補正させていただきます内容でございますが三月の当初議会で御議決をいただきました婦人スポーツクラブの補助金四十五万の中の七万四千円を補助対象経費として補正をお願いするものでございます。

その概要は、六万二千円の報償金として婦人バレーボール大会に参加をいただいた方への参加費でございます。

それから、一万二千円の食糧費につきましては、同じく婦人バレーボール大会においていただきました来賓の方々の中食代でございます。

十八節の備品購入費二十五万でございますが、これは壮年剣道クラブが新たに結成をされましたので、この剣道防具を購入するための費用でございます。

十九節の負担金補助及び交付金一万六千円でございますが、これはスポーツ少年団の育成補助金九万円、当初議会で三クラブ御議決いただきましたけれども、さらに三クラブ結成するということになりましたので九万円の補正と、それから先ほど御説明申し上げました館山市婦人スポーツクラブ補助金の減額七万四千円、差し引き一万六千円の補正をお願いする次第でございます。

○財政課長（長谷川広治君） 以上で、歳出の説明を終わります。歳出総額千二十二万六千円でございます。

引き続きまして、歳入に移ります。歳入の関係でございますが、十款の国庫支出金四十二万、県の支出金につきましてはそれぞれ今回の歳出から、及び当初予算に対応いたしましたので、当初予算に計上いたしました数字がその後補助の内容あるいは基準等の変更によりまして、それぞれ現在までにわかると申しますか、内定いたしました数字でございますので、説明は省略させていただきます。今回の計上によりまして、それぞれ当初予算に一般財源として使用をいたしておりましたものを、今回特定財源として計上をし、財源補正をいたしてございます。

一款の市税でございますが、固定資産税の中の二目の国有資産等所在市町村交付金関係で、今回補助の内定がございまして、二

千二百七十六万九千円ということに相なりましたので、今回三十九万五千円を補正財源として計上をいたしてございます。

次が、三款の娯楽施設利用税の交付金でございますが、これは当初予算のときに御説明を申し上げましたが、本年六月以降の分につきましては交付基準が改定をいたしまして、昨年度の当初予算より大幅に計上をいたしましたわけでございますが、今回第一回の交付決定がまいりまして、それを修正をして年間の交付額総計を考えてみますと、昨年対比で二五〇%以上になるといふよりな予定でございます。

今回、補正財源の関係から五百六十七万五千円を計上いたしました。娯楽施設利用税の交付金総額として四千五百八十七万五千円というふうに予定をいたしてございます。これは昨年対比で申しますと、二・三六・八%の増額ということに相なります。

七款の交通安全対策特別交付金でございますが、本補助金につきましても補助の内定交付がございまして、七百五十三万八千円というふうに通知がまいりましたので、当初予算計上額との差額二十万二千円を今回計上いたしてございます。

十五款の繰越金として今回百六十七万三千円を計上いたしました。四十七年度の決算関係でございますが、現在決算をいたしまして監査委員の監査に付してございますが、現在までの数字として繰り越されべき剰余金が六百六十七万三千円余でございますので今回当初予算との差額百六十七万三千円を補正財源として計上をいたしてございます。

以上、歳入も簡単に御説明申し上げましたが、歳入もそれぞれ歳出と同じく千二十二万六千円の補正ということに相なりまして

歳入歳出残金なしということで計上してございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、各議案の説明は終わりました。

休 会

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

議案審議のため、明八月二十五日及び二十六日の二日間を休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、明八月二十五日及び二十六日の二日間は休会することに決しました。

延 会 午前十一時二十一分延会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次会は八月二十七日午前十時開会とします。その議事は、通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、報告第二号、議案第六十号乃至議案第六十三号

一、休会

